

静岡海区漁業調整委員会指示第1-5号

令和元年6月28日静岡海区漁業調整委員会指示第1-3号の一部を次のように改正する。

令和元年9月13日

静岡海区漁業調整委員会 会長 宮原 淳一

改正前	改正後
<p>1 採捕の制限</p> <p>かごを用いて水産動植物を採捕してはならない。ただし、(1)又は(2)の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) かご漁業を行う場合</p> <p>ア <u>静岡海区漁業調整委員会</u>（以下「委員会」という。）の承認を受けた漁業者及び従事者が漁業を営むために行う場合</p> <p>イ 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合</p> <p>ウ 共同漁業権漁場内において、当該漁業権者の同意を得て落し口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合</p> <p>エ 距岸3,000メートル以内の遠州灘において、落し口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合</p> <p>オ えびかご漁業の委員会指示に基づき、承認を受けた漁業者及びその従事者がえびかご漁業を操業する場合</p> <p>(2) 試験研究機関等がかごを用いて水産動植物を採捕する場合</p> <p>ア 静岡県漁業調整規則（昭和39年静岡県規則第17号。以下「規則」という。）第47条及び第48条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合</p>	<p>1 採捕の制限</p> <p>かごを用いて水産動植物を採捕してはならない。ただし、(1)又は(2)のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) かご漁業を行う場合</p> <p>ア <u>この静岡海区漁業調整委員会</u>（以下「委員会」という。）指示に基づき承認を受けた漁業者又はその従事者が漁業を営むために行う場合</p> <p>イ 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合</p> <p>ウ 共同漁業権漁場内において、当該漁業権者の同意を得て落し口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合</p> <p>エ 距岸3,000メートル以内の遠州灘において、落し口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合</p> <p>オ えびかご漁業の委員会指示に基づき、承認を受けた漁業者又はその従事者がえびかご漁業を操業する場合</p> <p>(2) 試験研究機関等がかごを用いて水産動植物を採捕する場合</p> <p>ア 静岡県漁業調整規則（昭和39年静岡県規則第17号。以下「規則」という。）第47条又は第48条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この指示は、公示の日から施行する。